

令和 5 年 12 月 6 日
消 防 庁

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等に対する 意見公募の結果及び改正政令等の公布

消防庁は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等の内容について、令和 5 年 9 月 26 日から令和 5 年 10 月 25 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、6 件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令」等を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）を改正するものです。概要については、別紙 1をご覧ください。

- （１）給油取扱所における業務等のあり方に関する見直し
- （２）リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る規制の見直し

2 意見公募の結果

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等の内容について、令和 5 年 9 月 26 日から令和 5 年 10 月 25 日までの間、意見を公募したところ、6 件の意見の提出がありました。

提出された意見及び総務省の考え方は、別紙 2のとおりです。

3 改正政令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、改正政令等を令和 5 年 12 月 6 日に公布しました。

- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 348 号） 別紙 3
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 83 号） 別紙 4
- ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 5 年総務省告示第 406 号） 別紙 5



（事務連絡先）

消防庁予防課危険物保安室 早川、水野

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail: fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令について

令和 5 年 12 月
消防庁危険物保安室

「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」及び「給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）を改正する。

【概要】

1 リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る規制の見直しについて

（１）屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備

蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の軒高、階数、面積に関する規制を合理化するため、位置、構造及び設備の技術上の基準について、省令で特例を定めることができるようにする。（改正政令による改正後の令（以下「新令」という。）第 10 条関係）

（２）消火設備の基準に係る特例規定の整備

蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に設置しなければならない消火設備の基準について、省令で特例を定めることができるようにする。（新令第 20 条関係）

2 給油取扱所における業務等のあり方に関する見直しについて

（１）ガソリンの容器への詰替え等に係る規定の整備

① 給油取扱所でのガソリンの容器への詰替え等の追加

固定給油設備を用いたガソリンの容器への詰替え及び軽油の車両に固定されたタンクへの注入について、法令上明確に位置づける。（新令第 3 条関係）

② 給油取扱所でのガソリンの容器への詰替え等の安全対策

固定給油設備を用いたガソリンの容器への詰替え及び軽油の車両に固定されたタンクへの注入における安全対策について規定する。（新令第 27 条関係）

（２）給油取扱所に設置できる建築物に係る規定の整備について

給油取扱所内に設置できる建築物の用途を拡大する。（新令第 17 条関係）

（３）荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る規定の整備について

固定給油設備又は固定注油設備に接続する専用タンクに危険物を注入する際、総務省令

で定める安全対策を講じた場合は、当該タンクに接続する固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止しないことができるようにする。（新令第 27 条関係）

（４）営業時間外における出入り制限の例外規定の整備

給油業務の営業時間外に係員以外の者を給油取扱所全体に出入りさせないための措置について、総務省令で定める措置を講じたときは、不要となる（給油取扱所内の店舗等には出入りできる）ことが明確となるよう規定の整備を行う。（新令第 27 条関係）

【施行日】

令和 5 年 12 月 27 日。ただし、第 10 条及び第 17 条第 1 項第 16 号の改正規定並びに第 20 条に 1 項を加える改正規定は、公布の日の翌日。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件について

令和 5 年 12 月
消防庁危険物保安室

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）の改正に伴い、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「告示」という）を改正する。

【改正省令概要】

1 リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る規制の見直しについて

（１）蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物

総務省令で定める危険物は、リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第 2 類又は第 4 類の危険物とする。（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令による改正後の規則（以下「新規則」という）第 16 条の 2 の 7 関係）

（２）リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準の特例

リチウムイオン蓄電池のみを貯蔵する屋内貯蔵所に係る令第 10 条第 1 項に掲げる基準の特例として、以下の基準に適合するものは、令第 10 条第 1 項第 4 号から第 6 号まで、第 11 号及び第 12 号から第 15 号までの規定を適用しないこととする。また、リチウムイオン蓄電池のみを貯蔵する屋内貯蔵所に係る令第 10 条第 3 項から第 5 項までに掲げる基準の特例についても定める。（新規則第 16 条の 2 の 8 から第 16 条の 2 の 11 まで関係）

- ・ 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さを 12 メートル未満とすること。
- ・ 貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。
- ・ 貯蔵倉庫の 2 階以上の階の床には、原則として、開口部を設けないこと。
- ・ 蓄電池の充電率は 60% 以下とすること。
- ・ 蓄電池の貯蔵方法は、水が浸透する素材で包装し、又は梱包する等の各基準に適合していること。
- ・ 消火設備は、規則第 35 条の 2 第 3 項に定めるところにより設けること。

（３）リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所に係る消火設備の基準の特例

リチウムイオン蓄電池のみを貯蔵する屋内貯蔵所に係る消火設備の基準の特例として、

以下の基準に適合するものは、令第20条第1項及び第2項を適用しないことを定める。
(新規則第35条の2関係)

- ・ 第二種のスプリンクラー設備（開放型スプリンクラーヘッドを用いるものに限る。）、第四種及び第五種の消火設備を設置すること。
- ・ 第二種のスプリンクラー設備の設置基準は、蓄電池の貯蔵方法に応じて定める基準に適合したものであること。

2 給油取扱所における業務等のあり方に関する見直しについて

(1) ガソリンの容器への詰替え等に係る安全対策

給油設備を用いたガソリンの容器への詰替え及び軽油の車両に固定されたタンクへの注入を法令上明確化することに伴い、ホース機器及び給油ノズル等に満量停止措置を設けること等の安全対策を規定する。(新規則第25条の2関係)

(2) 給油取扱所に設置できる建築物の用途拡大

給油取扱所に設置できる建築物の用途として、消防法施行令別表第一(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途を新たに規定する。(新規則第25条の4等関係)

(3) 給油取扱所の附随設備の追加

給油取扱所の業務に必要な設備として、尿素水溶液供給機及び急速充電設備を追加するとともに、当該設備に係る位置、構造又は設備の基準として、給油に支障がない場所に設置し、衝突防止措置を設けること等を定める。(新規則第25条の5等関係)

(4) 荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策について

荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策について、以下の事項を定める。(新規則第40条の3の3の2)

- ・ 専用タンクに接続する固定給油設備の給油ノズル及び固定注油設備の注油ノズルは、満量停止措置を設けること。
- ・ 専用タンク及び専用タンクに危険物を注入する移動タンク貯蔵所は、コンタミ防止措置を設けること。

(5) 営業時間外の係員以外の者の出入り制限緩和のための安全対策について

給油業務の営業時間外の係員以外の者の出入り制限緩和のための安全対策について、以下の事項を定める。(新規則第40条の3の6の2関係)

- ・ 固定給油設備等の危険物を取り扱う箇所の周囲には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずること。
- ・ 固定給油設備等の危険物を取り扱う設備には、みだりに操作を行わせないための措置を講ずること。
- ・ そのほか、係員以外が利用しない箇所及び設備には、係員以外の者を近寄らせないた

めの措置を講ずること。

(6) 予防規程に定めなければならない事項の追加について

予防規程に定めなければならない事項として、以下の事項を追加する。(新規則第 60 条の 2 関係)

- ・ 荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策を講じた給油取扱所にあつては、専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会及び監視その他の保安のための措置
- ・ 営業時間外の係員以外の者の出入り制限緩和のための安全対策を講じた給油取扱所にあつては、緊急時の対応に関する表示その他給油の業務が行われていないときの保安のための措置

3 市町村長等の定義の明確化について

規則中の「市町村長等」の定義について、法第 11 条第 1 項各号の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣である旨を明確に規定する。(新規則第 5 条の 2 関係)

4 連続運転時間等の見直しについて

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件」(令和 4 年厚生労働省告示第 367 号)により、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第 7 号)が改正されたことに伴い、長時間にわたるおそれがある移送に関しては、一の運転要員による連続運転時間等が定められているところであるが、この連続運転時間について、運転の中断の下限時間を「おおむね連続 10 分以上」とする。(新規則第 47 条の 2 関係)

5 その他所要の規定の整備等を行うもの

令及び規則の改正によるリチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る規制の見直し及び給油取扱所における業務等のあり方に関する見直しに伴い、所要の規定の整備等を行う。

【改正告示概要】

固定給油設備を使用したガソリンの容器への詰替え等が令に規定されることに伴い、所要の規定の整備を行う。(危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件による改正後の告示第 4 条の 51 及び第 4 条の 52 関係)

【施行日等】

1 施行期日に関する事項

令和5年12月27日。ただし、次の改正規定については、それぞれ次に掲げる日から施行する。

- ・ リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る規制の見直しに係る改正規定、給油取扱所における業務等のあり方に関する見直しのうち、給油取扱所に設置できる建築物の用途拡大及び給油取扱所の附随設備の追加に係る改正規定並びに市町村長等の定義を明確にする改正規定 公布の日の翌日
- ・ 連続運転時間等の見直しに係る改正規定 令和6年4月1日

2 経過措置に関する事項

給油取扱所における業務等のあり方に関する見直しのうち、給油取扱所の附随設備の追加に係る改正規定について、所要の経過措置を設ける。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する政令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	(1) 荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策【規則第 40 条の 3 の 3 の 2 関係】について、現在、荷卸し中の固定給油設備等を使用している施設が全国的に散見されるため、コンタミ防止措置等の安全が確保されることを担保とした規制緩和はおおむね賛成です。 (2) 予防規程に定めなければならない事項【規則第 60 条の 2 関係】について、今回の改正対象とならない「荷卸し中の固定給油設備等の使用を中止しなければならない施設」の予防規程にその旨を明記することとする必要があるのではないのでしょうか。	(1)について - 御賛同意見として承ります。 (2)について - 予防規程は、事業者が各事業所において行われる危険物の貯蔵・取扱いに応じて火災予防のために保安上必要な事項を規定するものであるため、予防規程に「荷卸し中の固定給油設備等の使用を中止しなければならない施設」である旨を明記することを義務付けることはしていません。	無
2	—	(1) 危険物の規制に関する政令（改正案）第 3 条について、固定給油設備からガソリンを容器に詰め替える作業について、1 日あたり指定数量以上の当該行為が可能になったと理解してよろしいか。 (2) 危険物の規制に関する政令（改正案）第 3 条について、固定給油設備から軽油を容器に詰め替える作業は引き続き認められないという理解でよろしいか。認められない場合、その理由は何か。	(1)について - 危険物の規制に関する規則（改正案）第 25 条の 2 第 2 号チに規定する構造のホース機器を有する固定給油設備であれば、当該固定給油設備に接続する専用タンクからガソリンの容器への詰替えが数量にかかわらず可能となるものです。 (2)について - 固定給油設備から軽油を容器に詰め替える作業は需要が見込まれていないことから、改正案のとおり認めておりません。	無

		(3) 危険物の規制に関する規則（改正案）第 40 条の 3 の 3 の 2 第 3 号の「専用タンク（注入口含む。）」と「専用タンク」の違いは何か。このように書き分ける意図は何か。	(3)について ・ 危険物の規制に関する規則（改正案）第 40 条の 3 の 3 の 2 第 3 号で規定している異物の混入を防止するための措置については、確実に専用タンクの注入口まで措置を講じていただく必要があることから、「専用タンク」ではなく「専用タンク（注入口を含む。）」と表記していたものですが、ご指摘を踏まえ改めて検討した結果、「専用タンク」に統一することとします。	有
3	(個人)	危険物の規制に関する規則（改正案）第 16 条の 2 の 8 第 2 項第 5 号ニには、同号ロ及びハに掲げる場合（架台やパレットを用いて、段数三段以下かつ高さ 4.5m 以下に貯蔵する場合）以外の場合の基準を規定しており、三段を超え、又は 4.5m を超える場合に適用されると解釈してよろしいでしょうか。	・ 危険物の規制に関する規則（改正案）第 16 条の 2 の 8 第 2 項第 5 号ニは、三段を超え、又は 4.5m を超える場合に適用される条文ではありません。 ・ このことについては、ご指摘を踏まえて、誤解が生じることがないように危険物の規制に関する規則（改正案）第 16 条の 2 の 8 第 2 項第 5 号を修正することとします。	有
4	(個人)	(1) ガソリンをドラム缶に詰め替える場合の静電気による火災の危険性について、検討会で検証されているのでしょうか。 (2) 灯油等を車両に固定されたタンクにその上部から注入する場合には注入管が設けられていることが必要ですが、より危険なガソリンをドラム缶（通常 200 リットル）に詰め替える場合には注入管は必要ないのでしょうか。 (3) ガソリンを多量に詰め替えする場合には静電気が多く発生すると考えられるので、容器の容量に制限を設けるべきではないでしょうか。	(1)及び(2)について ・ 給油取扱所において、ガソリン又は軽油を給油する固定給油設備や灯油又は軽油を注入する固定注油設備については、危険物の規制に関する政令第 17 条第 1 項第 10 号において、静電気を有効に除去する装置を設けることとされています。 ・ 車両に固定されたタンクに灯油又は軽油を注入する場合は、注入管を用いて当該注入管の先端をタンクの底部に着けることでタンクと固定注油設備とを一体化させて接地させ、静電気の発生を防止する必要があります。 ・ 容器にガソリン等を注入する場合は、注入管を使用しなくても容器を地面に置くことにより接地することが可能であるため、ガソリンをドラム缶へ詰め替える場合について、注入管の使用を義務付けることとはしていません。 (3)について ・ 「給油取扱所における業務のあり方に関する検討報告書」では、過去 10 年間の事故事例を踏まえたうえで、静電気火災の防止対策や詰替え・注入時の流出防止対策等の安全対策を講じる場合、給油取扱所における固定給油設備に接続された専用タンクから容器へのガソリンの詰替えを認めて支障	無

		(4) ガソリンをドラム缶よりも大きなプラスチック製容器に注入できることになるのは、危険ではないでしょうか。	ないこととされたところですが、当該詰替えを認めて支障ないこととする場合の安全対策として、容器の容量に制限を設けるべきとの結論には至らなかったため、容器の容量に制限を設けることとしていません。 ・ なお、ガソリンの容器への詰め替え作業について、接地等の安全対策が適切に行われていない場合は詰め替え作業を行わないことについて、運用通知や各種講習会等の機会を通じて周知を図ることとします。 (4)について ・ 給油取扱所において固定給油設備から容器へガソリンを詰め替え、ガソリンを収納した容器を当該給油取扱所から持ち帰る場合は、消防法第 16 条に基づき、その運搬方法について政令で定める技術上の基準に従う必要があることとされており、危険物の規制に関する政令第 28 条において危険物を運搬するための容器の構造及び最大容積について規定されています。 ・ この規定に適合しない容器へガソリンを詰め替えた場所から当該容器を移動させることは、運搬の基準に適合しない行為に該当し、消防法第 16 条違反として同法第 43 条第 1 項第 2 号に基づき罰則が適用されることから、ガソリンをドラム缶よりも大きなプラスチック製容器に注入する行為が行われることは想定されていません。	
5	(個人)	(1) リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討報告書（令和 5 年 2 月同検討会作成）P23 では、「樹脂製のパレットは長時間火がついたまま容易に消火できないことが確認されたことから、パレットは樹脂製以外とすべきである。」とされていますが、改正内容では、パレットの材質には触れていません。問題ないのでしょうか。	(1)について ・ リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討報告書では、スプリンクラー設備について欧米と同等以上の放水性能があり、貯蔵方法も同等であれば、火災を初期に消火することが可能であるとの結論に至っています。 - また、欧米の基準では樹脂製パレットの使用は禁止されていません。 ・ 欧米と同等のスプリンクラー設備を設置すれば火災安全性が確保されとの結論が得られていることから、パレットを樹脂製以外とすべきことについては、法令での義務付けは行	無

		(2) 避雷設備について、危険物の規制に関する政令第 10 条第 1 項第 14 号の規制は他の屋内貯蔵所で規制していますが、今回の改正では、リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所では、該当しない条項とされています。 原則、指定数量 10 倍を超えるのであれば火災リスクを避けるために、避雷設備を要すると思いますが、問題ないないのでしょうか。 (3) 危険物の規制に関する政令（改正案）第 10 条第 6 項に「前各項に掲げる基準の特例を定めることができる」とありますが、「第 1 項及び第 3 項から第 5 項に掲げる基準の特例」とはならないのでしょうか。 (4) 危険物の規制に関する規則（改正案）第 27 条の 3 第 3 項第 2 号は、改正しなくてもよいのでしょうか。	わないこととし、推奨事項として運用通知や各種講習会等の機会を通じて周知を図ることとします。 ・ なお、安全対策として、消火設備については、スプリンクラー設備のみではなく、消火器についても設置を義務づけています。 (2)について ・ リチウムイオン蓄電池において、危険物である電解液は電池に封入され容易に漏れ出すおそれがなく、また、今回の特例ではスプリンクラー設備等についてアメリカやドイツと同等の基準を満たすことを条件としており、検討会の結論として、この条件を満たしていれば火災安全性が確保されとの結論に至っています。 (3)について ・ 今後の知見の蓄積等を踏まえて、危険物の規制に関する政令第 10 条第 2 項第 1 号に規定する階高や同第 2 号に規定する床面積の特例等を規定する可能性もあることから、危険物の規制に関する政令（改正案）第 10 条第 6 項においては「前各項」と規定しています。 (4)について ・ 今回の改正により、現行の危険物の規制に関する規則第 27 条の 3 第 3 項第 2 号は削除しています。	
6	(個人)	10 年以上ガソリンスタンドに勤務していますが、荷卸し中の給油が禁止されているとは知りませんでした。 危なくないように安全強化されるなら政令改正に賛成です。	危険物の規制に関する政令（改正案）第 27 条第 6 項第 1 号ト(1)に基づき、危険物の規制に関する規則（改正案）第 43 条の 3 の 3 の 2 で定める異物の混入を防止するための措置等を講じていない場合は荷卸し中の固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止する必要があることについて、引き続き周知を図ってまいります。	無

○提出意見数：6 件

※ 1 提出意見数は、提出意見者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は一部要約しています。

政令第三百四十八号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十条第三項及び第四項並びに第三十六条の四の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 専ら給油設備によつて自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によつて自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業を行う取扱所（以下これらの取扱所を「給油取扱所」という。）

イ 給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定された容量四千リットル以下のタンク（容量二千リットルを超えるタンクにあつては、その内部を二千リットル以下ごとに仕切つたものに限る。ロにおいて同じ。）に注入する作業

ロ 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量四千リットル

ル以下のタンクに注入する作業

第十条第六項中「まで」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令で、前各項に掲げる基準の特例を定めることができる。

第十七条第一項第十六号中「又はこれに附帯する」を「その他の」に、「総務省令で定める用途に供する建築物」を「建築物（避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途に供するものに限る。）」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

3 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

第二十七条第六項第一号中へを削り、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 固定給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するとき

は、容器又は車両の一部若しくは全部が給油空地からはみ出たまままでガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定されたタンクに注入しないこと。

第二十七条第六項第一号カ中「又は」の下に「ガソリン、」を、「若しくは」の下に「灯油若しくは軽油を」を加え、同号カを同号ヨとし、同号ワに次のただし書を加える。

ただし、総務省令で定める措置を講じたときは、この限りでない。

第二十七条第六項第一号中ワをカとし、チからヲまでをリからワまでとし、同号ト中「専用タンク又は簡易タンク」を「専用タンク等」に改め、同号トを同号チとし、同号チの前に次のように加える。

ト 給油取扱所に専用タンク又は簡易タンク（以下このト及びチにおいて「専用タンク等」という。）

がある場合において、当該専用タンク等に危険物を注入するときは、次に掲げる措置を講ずること。

- (1) 当該専用タンク等に接続する固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止すること。ただし、専用タンクに危険物を注入する場合において、総務省令で定める措置を講じたときは、この限りでない。

- (2) 自動車等を当該専用タンク等の注入口に近づけないこと。

第二十七条第六項第一号の二中「ト」を「チ」に改め、同項第一号の三中「カ」を「ヨ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、令和五年十二月二十七日から施行する。ただし、第十条及び第十七条第一項第十六号の改正規定並びに第二十条に一項を加える改正規定は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文
危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（取扱所の区分） 第三条 法第十条の取扱所は、次のとおり区分する。 一 専ら給油設備によつて自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によつて自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業を行う取扱所（以下これらの取扱所を「給油取扱所」という。） イ 給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定された容量四千リットル以下のタンク（容量二千リットルを超えるタンクにあつては、その内部を二千リットル以下ごとに仕切つたものに限る。ロにおいて同じ。）に注入する作業 ロ 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量四千リットル以下のタンクに注入する作業 二 〃四 （略） （屋内貯蔵所の基準） 第十条 （略） 2 〃5 （略） 6 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令で、前各項に掲げる基準の特例を定めることができる。 7 有機過酸化物及びこれを含むものうち総務省令で定める危険物又はアルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令で定める危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所について	（取扱所の区分） 第三条 法第十条の取扱所は、次のとおり区分する。 一 給油設備によつて自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所（当該取扱所において併せて灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量四千リットル以下のタンク（容量二千リットルを超えるタンクにあつては、その内部を二千リットル以下ごとに仕切つたものに限る。）に注入するため固定した注油設備によつて危険物を取り扱う取扱所を含む。以下「給油取扱所」という。） 二 〃四 （略） （屋内貯蔵所の基準） 第十条 （略） 2 〃5 （略） （新設） 6 有機過酸化物及びこれを含むものうち総務省令で定める危険物又はアルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令で定める危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所について

ては、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、第一項から第四項まで及び前項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

(給油取扱所の基準)

第十七条 給油取扱所(次項に定めるものを除く。)の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 十五 (略)

十六 給油取扱所には、給油その他の業務のための建築物(避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途に供するものに限る。)以外の建築物その他の工作物を設けないこと。この場合において、給油取扱所の係員以外の者が出入する建築物の部分で総務省令で定めるものの床面積の合計は、避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める面積を超えてはならない。

十七 二十三 (略)

2 5 (略)

(消火設備の基準)

第二十条 (略)

2 (略)

3 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

(取扱いの基準)

第二十七条 (略)

2 5 (略)

6 第二項から前項までに定めるもののほか、危険物の取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

一 給油取扱所(第十七条第三項第一号から第三号までに掲げるもの及び顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所を除く。)における取扱いの基準
イ 八 (略)

ては、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、第一項から第四項までに掲げる基準を超える特例を定めることができる。

(給油取扱所の基準)

第十七条 給油取扱所(次項に定めるものを除く。)の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 十五 (略)

十六 給油取扱所には、給油又はこれに附帯する業務のための総務省令で定める用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けないこと。この場合において、給油取扱所の係員以外の者が出入する建築物の部分で総務省令で定めるものの床面積の合計は、避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める面積を超えてはならない。

十七 二十三 (略)

2 5 (略)

(消火設備の基準)

第二十条 (略)

2 (略)

(新設)

(取扱いの基準)

第二十七条 (略)

2 5 (略)

6 第二項から前項までに定めるもののほか、危険物の取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

一 給油取扱所(第十七条第三項第一号から第三号までに掲げるもの及び顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所を除く。)における取扱いの基準
イ 八 (略)

ニ 固定給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するときは、容器又は車両の一部若しくは全部が給油空地からはみ出たままでガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定されたタンクに注入しないこと。

ホ (略)

ヘ (略)

(削る)

ト 給油取扱所に専用タンク又は簡易タンク（以下このト及びチにおいて「専用タンク等」という。）がある場合において、当該専用タンク等に危険物を注入するときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 当該専用タンク等に接続する固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止すること。ただし、専用タンクに危険物を注入する場合において、総務省令で定める措置を講じたときは、この限りでない。

チ (2) 自動車等を当該専用タンク等の注入口に近づけないこと。固定給油設備又は固定注油設備には、当該固定給油設備又は固定注油設備に接続する専用タンク等の配管以外のものによつて、危険物を注入しないこと。

リ (略)

(新設)

ニ 固定注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定されたタンクに注入するときは、容器又は車両の一部若しくは全部が注油空地からはみ出たままで灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定されたタンクに注入しないこと。

ホ 移動貯蔵タンクから専用タンク又は廃油タンク等に危険物を注入するときは、移動タンク貯蔵所を専用タンク又は廃油タンク等の注入口の付近に停車させること。

ヘ 給油取扱所に専用タンク又は簡易タンクがある場合において、当該タンクに危険物を注入するときは、当該タンクに接続する固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止するとともに、自動車等を当該タンクの注入口に近づけないこと。

(新設)

ト 固定給油設備又は固定注油設備には、当該固定給油設備又は固定注油設備に接続する専用タンク又は簡易タンクの配管以外のものによつて、危険物を注入しないこと。

チ 自動車等に給油するときその他の総務省令で定めるときは、

ヌ| (略)

ル| (略)

ヲ| (略)

ワ| (略)

カ| 給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずること。ただし、総務省令で定める措置を講じたときは、この限りでない。

ヨ| 顧客に自ら自動車等に給油させ、又はガソリン、灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせ、若しくは灯油若しくは軽油を車両に固定されたタンクに注入させないこと。

一の二 第十七条第三項第一号から第三号までに掲げる給油取扱所における取扱いの基準は、前号（イ、ハ及びチを除く。）の規定の例によるほか、総務省令で定めるところによること。

一の三 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、第一号（ヨを除く。）の規定の例によるほか、総務省令で定めるところによること。

固定給油設備又は専用タンクの注入口若しくは通気管の周囲で総務省令で定める部分においては、他の自動車等が駐車することを禁止するとともに、自動車等の点検若しくは整備又は洗浄を行わないこと。

リ| 第十七条第二項第九号の総務省令で定める空地には、自動車等が駐車又は停車することを禁止するとともに、避難上支障となる物件を置かないこと。

ヌ| 第十七条第二項第九号ただし書に該当する屋内給油取扱所において専用タンクに危険物を注入するときは、可燃性の蒸気の放出を防止するため、総務省令で定めるところにより行うこと。

ル| 自動車等の洗浄を行う場合は、引火点を有する液体の洗剤を使用しないこと。

ヲ| 物品の販売その他の総務省令で定める業務は、総務省令で定める場合を除き、第十七条第一項第十七号の建築物（屋内給油取扱所にあつては、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分）の一階（総務省令で定める部分を除く。）のみで行うこと。

ワ| 給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずること。

カ| 顧客に自ら自動車等に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせ、若しくは車両に固定されたタンクに注入させないこと。

一の二 第十七条第三項第一号から第三号までに掲げる給油取扱所における取扱いの基準は、前号（イ、ハ及びトを除く。）の規定の例によるほか、総務省令で定めるところによること。

一の三 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、第一号（カを除く。）の規定の例によるほか、総務省令で定めるところによること。

7 二
五
(略) (略)

7 二
五
(略) (略)

○総務省令第八十三号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月六日

総務大臣 鈴木 淳司

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(設置の許可の申請書の様式及び添付書類) 第四条 〔略〕	(設置の許可の申請書の様式及び添付書類) 第四条 〔同上〕
2 令第六条第二項の製造所等の位置、構造及び設備に関する図面は、次の事項を記載した図面とする。	2 〔同上〕
〔一〇三 略〕	〔一〇三 同上〕
四 当該製造所等において危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備（給油取扱所にあつては、第二十五条の四第一項各号及び第二十七条の三第三項各号（第二十七条の五第一項においてその例による場合を含む。）に掲げる用途に供する建築物及び附属設備を含む。）の構造	四 当該製造所等において危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備（給油取扱所にあつては、給油又はこれに附帯する業務のための用途に供する建築物及び附属設備を含む。）の構造
〔五・六 略〕	〔五・六 同上〕
〔3 略〕	〔3 同上〕
(変更の許可の申請書の様式及び添付書類)	(変更の許可の申請書の様式及び添付書類)
第五条 〔略〕	第五条 〔同上〕
2 令第七条第二項の製造所等の位置、構造又は設備の変更の内容に関する図面は、次の事項を記載した図面とする。	2 〔同上〕
〔一〇三 略〕	〔一〇三 同上〕
四 当該製造所等において危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備（給油取扱所にあつては、第二十五条の四第一項各号及び第二十七条の三第三項各号（第二十七条の五第一項においてその例による場合を含む。）に掲げる用途に供する建築物及び附属設備を含む。）のうち、変更に係るものの構造	四 当該製造所等において危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備（給油取扱所にあつては、給油又はこれに附帯する業務のための用途に供する建築物及び附属設備を含む。）のうち、変更に係るものの構造
〔五・六 略〕	〔五・六 同上〕
〔3 略〕	〔3 略〕
(仮使用の承認の申請)	(仮使用の承認の申請)
第五条の二 法第十一条第五項ただし書の製造所等の仮使用の承認を受けようとする者は、別記様式第七の申請書に変更の工事に際して講ずる火災予防上の措置について記載した書類を添えて同条第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣（以下「市町村長等」という。）に提出しなければならない。	第五条の二 法第十一条第五項ただし書の製造所等の仮使用の承認を受けようとする者は、別記様式第七の申請書に変更の工事に際して講ずる火災予防上の措置について記載した書類を添えて市町村長等に提出しなければならない。
〔屋内貯蔵所の特例を定めることができる危険物〕	〔新設〕
第十六条の二の七 令第十条第六項の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物とする。	〔新設〕
〔蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例〕	〔新設〕
第十六条の二の八 蓄電池により貯蔵される前条に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。	〔新設〕
2 前項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十条第一項	

第四号から第六号まで、第十一号及び第十二号から第十五号までの規定は、適用しない。 一 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さを十二メートル未満とすること。 二 貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはり耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。 三 貯蔵倉庫の二階以上の階の床には、開口部を設けないこと。ただし、耐火構造の壁又は防火設備で区画された階段室については、この限りでない。 四 前条に規定する危険物を用いた蓄電池（以下次号及び第三十五条の二第三項第一号において単に「蓄電池」という。）の充電率は、六十パーセント以下とすること。 五 蓄電池の貯蔵方法は、水が浸透する素材で包装し、又は梱包するほか、次のいずれかの方法とすること。 イ 次に定める基準により架台を用いて貯蔵する方法 (1) 架台は水平遮へい板（架台の内部を水平方向に遮へいする板をいう。）及び天板を設置しないものとする。 (2) 架台の段数は、三以下とすること。 (3) 床面から架台の最上段に貯蔵する蓄電池の上端までの高さは、四・五メートル以下とする。 ロ 次に定める基準により蓄電池を載せたパレットを用いて貯蔵する方法（パレットを二段以上に積み重ねて用いる場合に限る。）（イに該当する場合を除く。） (1) パレットを積み重ねる段数は、三以下とすること。 (2) パレットを積み重ねる高さは、四・五メートル以下とすること。 ハ 次に定める基準により蓄電池を載せたパレットを用いて貯蔵する方法（パレットを一段で用いる場合に限る。）（イに該当する場合を除く。） (1) 一のパレットにおける蓄電池の容量の合計は、五十キロワット時以下とすること。 (2) パレットは、床面積二十平方メートル以下ごとに区分するとともに、各区分の間は二・四メートル以上の間隔を保つこと。 (3) 床面から貯蔵する蓄電池の上端までの高さは、一・五メートル以下とすること。 六 消火設備は、第三十五条の二第三項に定めるところにより設けること。 〔蓄電池により貯蔵される危険物の指定数量の倍数が二十以下の屋内貯蔵所の特例〕 第十六条の二の九 蓄電池により貯蔵される第十六条の二の七に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第三項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。 2 前項の屋内貯蔵所のうち、前条第二項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十条第三項においてその例による同条第一項第十一号及び第十二号から第十五号まで並びに同条第三項第一号から第三号までの規定は、適用しない。 〔蓄電池により貯蔵される危険物の特定屋内貯蔵所の特例〕 第十六条の二の十 蓄電池により貯蔵される第十六条の二の七に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第四項に掲げる基準の特例は、こ	〔新設〕 〔新設〕
---	-------------------------

の条の定めるところによる。	
2 前項の屋内貯蔵所のうち、第十六条の二の三第二項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十六条の二の八第二項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十条第一項第一号、第二号、第四号から第八号まで、第十一号及び第十二号から第十五号までの規定は、適用しない。 〔蓄電池により貯蔵される高引火点危険物の屋内貯蔵所の特例〕 第十六条の二の十一 蓄電池により貯蔵される第十六条の二の七に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第五項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。	〔新設〕
2 前項の屋内貯蔵所のうち、第十六条の二の四第二項各号及び第十六条の二の八第二項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十条第一項第一号、第二号、第四号から第九号まで、第十一号及び第十二号から第十五号までの規定は、適用しない。 〔指定過酸化物〕 第十六条の三 令第十条第七項の有機過酸化物及びこれを含有するもののうち総務省令で定める危険物は、第五類の危険物のうち有機過酸化物又はこれを含有するものであつて、第一種自己反応性物質の性状を有するもの（以下「指定過酸化物」という。）とする。 〔指定過酸化物の屋内貯蔵所の特例〕 第十六条の四 指定過酸化物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第七項の規定による同条第一項から第四項までに掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。	〔指定過酸化物〕 第十六条の三 令第十条第六項の有機過酸化物及びこれを含有するもののうち総務省令で定める危険物は、第五類の危険物のうち有機過酸化物又はこれを含有するものであつて、第一種自己反応性物質の性状を有するもの（以下「指定過酸化物」という。）とする。 〔指定過酸化物の屋内貯蔵所の特例〕 第十六条の四 指定過酸化物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第一項から第四項までに掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。
〔2・6 略〕 〔屋内貯蔵所の特例を定めることができる危険物〕 第十六条の五 令第十条第七項のアルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令で定める危険物は、アルキルアルミニウム等及びヒドロキシルアミン等とする。 〔アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所の特例〕 第十六条の六 アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第七項の規定による同条第一項から第四項までに掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。	〔2・6 同上〕 〔屋内貯蔵所の特例を定めることができる危険物〕 第十六条の五 令第十条第六項のアルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令で定める危険物は、アルキルアルミニウム等及びヒドロキシルアミン等とする。 〔アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所の特例〕 第十六条の六 アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第一項から第四項までに掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。
〔2・3 略〕 〔ヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所の特例〕 第十六条の七 ヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第七項の規定による同条第一項、第三項及び第四項に掲げる基準を超える特例は、ヒドロキシルアミン等の温度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講ずることとする。 〔固定給油設備等の構造〕 第二十五条の二 令第十七条第一項第十号（令第十四条第九号及び令第十七条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める構造は、次のとおりとする。	〔2・3 同上〕 〔ヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所の特例〕 第十六条の七 ヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第一項、第三項及び第四項に掲げる基準を超える特例は、ヒドロキシルアミン等の温度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講ずることとする。 〔固定給油設備等の構造〕 第二十五条の二 〔同上〕
〔一 略〕 二 ホース機器の構造は、次のとおりとすること。 〔イ〜ニ 略〕 ホ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定給油設備及び固定注油設	〔一 同上〕 二 〔同上〕 〔イ〜ニ 同上〕 ホ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のホース機器に

五 急速充電設備

イ 位置は、給油に支障がない場所であつて、次に掲げる場所であること。

(1) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所であること。

(2) 第二十八条の二の四に規定する給油取扱所にあつては、制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を直接視認できる場所であること。ただし、第二十八条の二の五第六号イただし書の規定により制御卓を設けた場合にあつては、この限りでない。

ロ 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ハ 急速充電設備の電気回路を電源から遮断する装置を、危険物の流出その他の事故が発生した場合に容易に操作できる場所に設けること。ただし、危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設けた急速充電設備については、当該装置を設けないことができる。

ニ 対象火気省令第十条第十三号、第十二条第十号、第十四条第七号並びに第十六条第九号（チを除く。）及び第十一号の規定の例によること。

〔3 略〕

（上部に上階を有する屋内給油取扱所において講ずる措置）

第二十五条の十 令第十七条第二項第十一号の総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

〔一〕三 略〕

四 前号の屋根又はひさしの先端は、上階の開口部（次に掲げる開口部を除く。）までの間に、七メートルから当該屋根又はひさしの上階の外壁から張り出した水平距離を減じた長さ以上の距離を保つこと。

〔イ 略〕

ロ 延焼防止上有効な措置を講じた開口部（消防法施行令別表第一（一）項から四項まで、（五）項イ、（六）項及び（九）項イに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供する部分に設けるものに限る。）

（圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の基準の特例）

第二十七条の三 〔略〕

〔2 略〕

3 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所には、給油又はこれに附帯する業務その他の業務のため、次の措置を講ずるものとする。次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けてはならない。この場合において、第二号、第三号及び第六号の用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入するものを除く。）の床面積の合計は、三百平方メートルを超えてはならない。

〔一 略〕

〔二 略〕

〔削る〕

〔三〕五 略〕

六 消防法施行令別表第一（一）項、（三）項、（四）項、（八）項、（十一）項から（十三）項イまで、（十四）項及び（十五）

〔新設〕

〔3 同上〕

（上部に上階を有する屋内給油取扱所において講ずる措置）

第二十五条の十 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 延焼防止上有効な措置を講じた開口部（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一（一）項から四項まで、（五）項イ、（六）項及び（九）項イに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供する部分に設けるものに限る。）

（圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の基準の特例）

第二十七条の三 〔同上〕

〔2 同上〕

3 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所には、給油又はこれに付帯する業務のための次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けてはならない。この場合において、第一号の二から第三号までの用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入するものを除く。）の床面積の合計は、三百平方メートルを超えてはならない。

〔一 同上〕

〔二 同上〕

給油、灯油若しくは軽油の詰替え、自動車等の点検・整備若しくは洗浄又は圧縮天然ガス等の充填のために給油取扱所に入出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場

〔三〕五 同上〕

〔新設〕

項に掲げる防火対象物の用途（前各号に掲げるものを除く。）

〔4・5 略〕

6 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設備は、第二号から第六号までに定めるところにより設けなければならない。

一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素有液供給機及び急速充電設備並びに圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第二十一条第一項第二十三号の圧縮天然ガススタンドをいう。以下この項から第八項まで並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項において同じ。）又は液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第二条第一項第二十号の液化石油ガススタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。）及び防火設備（一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三十九号の防火設備又は液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十一号の防火設備のうち防火設備をいう。以下この項及び次項において同じ。）

二 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素有液供給機及び急速充電設備の位置、構造又は設備の基準は、それぞれ次のとおりとすること。

〔イ〜ハ 略〕

二 尿素有液供給機 第二十五条の五第二項第四号に定める基準

ホ 急速充電設備 第二十五条の五第二項第五号に定める基準

三 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に設ける自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素有液供給機及び急速充電設備に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。

〔四〜六 略〕

〔7・8 略〕

（圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準の特例）

第二十七条の五 〔略〕

〔2〜4 略〕

5 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設備は、第二十七条の三第六項第二号、第三号及び第六号の規定の例によるほか、第二号及び第三号に定めるところにより設けなければならない。この場合において、第二十七条の三第六項第三号中「圧縮天然ガス等」とあるのは「圧縮水素」と、同項第六号中「防火設備」とあるのは「第二十七条の五第五項第一号に規定する防火設備又は温度の上昇を防止するための装置」とする。

一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素有液供給機、急速充電設備及び危険物から水素を製造するための改質装置並びに圧縮水素スタンド（一般高圧ガス保安規則第二十一条第二十五号の圧縮水素スタンドをいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）及び防火設備（同規則第六条第一項第三十九号の防火設備のうち防火設備をいう。次項において同じ。）又は温度の上昇を防止するための装置（同規則第七条の三第二項第十五号、第十九号及び第二十号の温度の上昇を防止するための装置をいう。次項において同じ。）

〔4・5 同上〕

6 〔同上〕

一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器並びに圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第二十一条第二十三号の圧縮天然ガススタンドをいう。以下この項から第八項まで並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項において同じ。）又は液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第二十一条第二十号の液化石油ガススタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。）及び防火設備（一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三十九号の防火設備又は液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十一号の防火設備のうち防火設備をいう。以下この項及び次項において同じ。）

二 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器の位置、構造又は設備の基準は、それぞれ次のとおりとすること。

〔イ〜ハ 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

三 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に設ける自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。

〔四〜六 同上〕

〔7・8 同上〕

（圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準の特例）

第二十七条の五 〔同上〕

〔2〜4 同上〕

5 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設備は、第二十七条の三第六項第二号、第三号及び第六号の規定の例によるほか、第二号及び第三号に定めるところにより設けなければならない。この場合において、同条第六項第三号中「圧縮天然ガス等」とあるのは「圧縮水素」と、同項第六号中「防火設備」とあるのは「第二十七条の五第五項第一号に規定する防火設備又は温度の上昇を防止するための装置」とする。

一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器及び危険物から水素を製造するための改質装置並びに圧縮水素スタンド（一般高圧ガス保安規則第二十一条第二十五号の圧縮水素スタンドをいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）及び防火設備（同規則第六条第一項第三十九号の防火設備のうち防火設備をいう。次項において同じ。）又は温度の上昇を防止するための装置（同規則第七条の三第二項第十五号、第十九号及び第二十号の温度の上昇を防止するための装置をいう。次項において同じ。）

〔二・三 略〕 〔6・7 略〕 （自家用給油取扱所の基準の特例） 第二十八条 令第十七条第三項第六号の総務省令で定める自家用の給油取扱所は、専ら給油設備によつて給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車等（以下この条において「所有者等の自動車等」という。）の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によつて給油取扱所の所有者等の自動車等に直接給油するため危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業を行う取扱所とする。 一 給油設備からガソリンを当該給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が所有し、管理し、若しくは占有する容器（次号において「所有者等の容器」という。）に詰め替え、又は軽油を当該給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が所有し、管理し、若しくは占有する車両に固定された容量四キリットル以下のタンク（容量二キリットルを超えるタンクにあつては、その内部を二キリットル以下ごとに仕切つたものに限る。次号において「所有者等のタンク」という。）に注入する作業 二 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を当該給油取扱所の所有者等の容器に詰め替え、又は当該給油取扱所の所有者等のタンクに注入する作業 〔2・5 略〕 （特例を定めることができる一般取扱所） 第二十八条の五十四 令第十九条第二項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 〔一・八 略〕 九 令第十九条第二項第九号に掲げる一般取扱所 危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物に限る。）を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所 （スプリンクラー設備の基準） 第三十二条の三 第二種のスプリンクラー設備の設置の基準は、次のとおりとする。 〔一 略〕 二 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域（一の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下この条、第三十二条の五、第三十五条の二及び第三十八条において同じ。）は、百五十平方メートル以上（防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満であるときは、当該床面積）とすること。 〔三・五 略〕 （蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例） 第三十五条の二 令第二十条第三項の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、第十六条の二の七に規定する危険物とする。 2 蓄電池により貯蔵される前項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第二十条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項に定めるところによる。	〔二・三 同上〕 〔6・7 同上〕 （自家用給油取扱所の基準の特例） 第二十八条 令第十七条第三項第六号の総務省令で定める自家用の給油取扱所は、給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車又は原動機付自転車に給油する自家用の給油取扱所とする。 〔新設〕 〔2・5 同上〕 （特例を定めることができる一般取扱所） 第二十八条の五十四 〔同上〕 〔一・八 同上〕 九 令第十九条第二項第九号に掲げる一般取扱所 危険物（第四類の危険物に限る。）を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所 （スプリンクラー設備の基準） 第三十二条の三 〔同上〕 〔一 同上〕 二 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域（一の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下この条及び第三十二条の五において同じ。）は、百五十平方メートル以上（防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満であるときは、当該床面積）とすること。 〔三・五 同上〕 〔新設〕
--	--

3 前項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる消火設備をそれぞれ当該各号に掲げる基準に適合するように設けたものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。 一 第二種のスプリンクラー設備（開放型スプリンクラーヘッドを用いるものに限る。） 第三十二条の三第一号、第二号及び第五号の規定によるほか、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。 イ 第十六条の二の八第二項第五号イ又はロに規定する方法により、蓄電池を貯蔵する場合次に掲げる基準 (1) 水源は、その水量がスプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い放射区域における当該設置個数に三十三・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。 (2) いずれの放射区域であつても、それぞれの先端において、放水圧力が〇・二四メガパスカル以上で、かつ、放水量が五百六十リットル毎分以上の性能のものとする。 (3) 放射区域と同一の区域にある自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとする。 ロ 第十六条の二の八第二項第五号ハに規定する方法により、蓄電池を貯蔵する場合 イ(3)の規定の例によるほか、次に掲げる基準 (1) 水源は、その水量が最も広い放射区域の面積に一・〇五メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。 (2) いずれの放射区域であつても、当該放射区域内の放水密度が十七・五ミリメートル毎分以上となる性能のものとする。 二 第四種の消火設備 第三十二条の十の規定の例によること。 三 第五種の消火設備 第三十二条の十一の規定の例によること。 (危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外) 第三十八条の四 令第二十六条第一項第一号ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。 一 屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において次に掲げる危険物と危険物以外の物品とを貯蔵する場合で、それぞれを取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に一メートル以上の間隔を置く場合 「イ」へ 略 ロ 第十六条の二の七に規定する危険物（第三十五条の二第三項第一号に掲げる基準により第二種のスプリンクラー設備が設置されている屋内貯蔵所において貯蔵するものに限る。）と危険物に該当しない物品（水又は当該危険物と危険な反応を起こさないものに限る。） 「二」略 (容器の積み重ね高さ) 第四十条の二 令第二十六条第一項第三号の二及び第十一号の二の総務省令で定める高さは、第十条の二の八第二項第五号イ、ロ又はハの規定に基づき蓄電池により貯蔵される危険物を貯蔵する場合を除き、三メートル（第四種の危険物のうち第三石油類、第四石油類及び動植物油類を収納する容器のみを積み重ねる場合（機械により荷役する構造を有する容器のみを積み重ねる場合を除く。）にあつては四メートル、機械により荷役する構造を有する容器のみを積み重ねる場合	(危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外) 第三十八条の四 「同上」 一 「同上」 「イ」へ 同上 「新設」 「二」同上 (容器の積み重ね高さ) 第四十条の二 令第二十六条第一項第三号の二及び第十一号の二の総務省令で定める高さは、三メートル（第四種の危険物のうち第三石油類、第四石油類及び動植物油類を収納する容器のみを積み重ねる場合（機械により荷役する構造を有する容器のみを積み重ねる場合を除く。）にあつては四メートル、機械により荷役する構造を有する容器のみを積み重ねる場合にあつては六メートル）とする。
---	---

にあつては六メートル）とする。 （専用タンクに危険物を注入するときの措置） 第四十条の三の二 令第二十七条第六項第一号ト(1)の総務省令で定める措置は、次の各号のとおりとする。 一 専用タンクに接続する固定給油設備の給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となつたときに給油を自動的に停止する構造のものとする。 二 専用タンクに接続する固定注油設備の注油ノズルは、容器が満量となつたときに危険物の注入を自動的に停止する構造のものとする。 三 専用タンク及び専用タンクに危険物を注入する移動タンク貯蔵所は、専用タンクに貯蔵されている危険物と異なる種類の危険物が誤つて注入されることを有効に防止することができる構造のものとする。ただし、当該専用タンクを設ける給油取扱所及び当該移動タンク貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱う危険物がいずれも一種類であつて、かつ、同一である場合その他の保安上支障がないと認められる場合はこの限りでない。 （給油するとき等の基準） 第四十条の三の四 令第二十七条第六項第一号リの総務省令で定めるとき及び同号チの総務省令で定める部分は、次の各号のとおりとする。 〔一・二 略〕 （可燃性の蒸気の回収措置） 第四十条の三の五 令第二十七条第六項第一号ルの規定により、移動貯蔵タンクから専用タンクに引火点が四十度未満の危険物を注入するときは、第二十五条の九第三号の設備を用いて、可燃性の蒸気を有効に回収しなければならない。 （物品等の販売等の基準） 第四十条の三の六 令第二十七条第六項第一号ワの総務省令で定める業務は、第二十五条の四第一項第六号に掲げる用途に係る業務とする。 2 令第二十七条第六項第一号ヲの総務省令で定める場合は、次に掲げる場所において前項の業務を行う場合とする。ただし、火災の予防上危険がある場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障になる場合を除く。 〔一・二 略〕 3 令第二十七条第六項第一号ヅの総務省令で定める部分は、開口部に防火設備が設けられた壁等で区画された部分以外の部分とする。 （給油の業務が行われていないときの措置） 第四十条の三の六の二 令第二十七条第六項第一号カの総務省令で定める措置は、次のとおりとする。 一 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、通気管、専用タンクの注入口、第二十五条第二号に掲げるタンクの注入口その他危険物を取り扱う箇所の周囲には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずること。 二 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、ポンプ、制御卓その他危険物を取り扱う設備には、みだりに操作を行わせないための措置を講ずること。			〔新設〕 （給油するとき等の基準） 第四十条の三の四 令第二十七条第六項第一号チの総務省令で定めるとき及び同号チの総務省令で定める部分は、次の各号のとおりとする。 〔一・二 同上〕 （可燃性の蒸気の回収措置） 第四十条の三の五 令第二十七条第六項第一号ヌの規定により、移動貯蔵タンクから専用タンクに引火点が四十度未満の危険物を注入するときは、第二十五条の九第三号の設備を用いて、可燃性の蒸気を有効に回収しなければならない。 （物品等の販売等の基準） 第四十条の三の六 令第二十七条第六項第一号ヲの総務省令で定める業務は、第二十五条の四第一項第二号に掲げる店舗、飲食店又は展示場の用途に係る業務とする。 2 令第二十七条第六項第一号ヲの総務省令で定める場合は、次に掲げる場所において前項の業務を行う場合とする。ただし、火災の予防上危険がある場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障になる場合を除く。 〔一・二 同上〕 3 令第二十七条第六項第一号ヅの総務省令で定める部分は、開口部に防火設備が設けられた壁等で区画された部分以外の部分とする。 〔新設〕

三 前二号に定めるもののほか、係員以外の者の利用を禁止する箇所又は設備には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずること。 (顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準) 第四十条の三の十 令第二十七条第六項第一号の三の規定による顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。 一 顧客用固定給油設備以外の固定給油設備を使用して顧客自らによる給油を行わないこと。 一の二 顧客用固定注油設備以外の固定注油設備を使用して顧客自らによる容器への詰替えを行わないこと。 二・三 略 (運転要員の確保) 第四十七条の二 令第三十条の二第二号の総務省令で定める長時間にわたるおそれがある移送は、移送の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる移送とする。 一 一の運転要員による連続運転時間(一回がおおむね連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)が、四時間を超える移送 二 略 2 略 (予防規程に定めなければならない事項) 第六十条の二 法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次項、第四項又は第六項に定める場合を除き、次のとおりとする。 一 八の三 略 八の四 第四十条の三の三の二各号に定める措置を講じた給油取扱所にあつては、専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会及び監視その他保安のための措置に關すること。 八の五 第四十条の三の六の二各号に定める措置を講じた給油取扱所にあつては、緊急時の対応に關する表示その他給油の業務が行われていないときの保安のための措置に關すること。 八の六 略 九 略 二 略	(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準) 第四十条の三の十 「同上」 一 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備以外の固定給油設備又は固定注油設備を使用して顧客自らによる給油又は容器への詰替えを行わないこと。 新設 二・三 同上 (運転要員の確保) 第四十七条の二 「同上」 一 一の運転要員による連続運転時間(一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)が、四時間を超える移送 二 同上 2 同上 (予防規程に定めなければならない事項) 第六十条の二 「同上」 一 八の三 同上 新設 新設 八の四 同上 九 同上 二 同上
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和五年十二月二十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条第二項第四号、第五条第二項第四号及び第五条の二の改正規定、第十六条の二の六の次に五条を加える改正規定、第十六条の三から第十六条の七まで、第二十五条の四第一項及び第二項、第二十五条の五第一項及び第二項、第二十五条の十第四号ロ、第二十七条の三第三項及び第二項、第二十七条の五第五項、第二十八条の五十四第九号並びに第三十二条の三第二号の改正規定、第三十五条の次に一条を加える改正規定、第三十八条の四第一号への次にトを加える改正規定並びに第四十条の二の改正規定 公布の日の翌日

二 第四十七条の二第一項第一号の改正規定 令和六年四月一日

（給油取扱所の基準に関する経過措置）

2 この省令の施行の際現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている給油取扱所の設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則第二十五条の五第二項第四号又は第二十七条の三第六項第二号ニ（この省令による改正後の危険物の規制に関する規則第二十七条の五第五項においてその例による場合を含む。）に定

める技術上の基準に適合しないものの位置、構造又は設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

○総務省告示第四百六号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十四条の十七第二号、第二十五条の四の二第二号、第二十六条第三項第三号ロ（第二十六条の二第三項第三号においてその例によることとされる場合を含む。）及び第二十七条第三項第三号ロの規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月六日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(漏えいを想定する危険物の数量) 第四条の五十一 規則第二十四条の十七第二号、第二十六条第三項第三号ロ(規則第二十六条の二第三項第三号においてその例による場合を含む。)及び第二十七条第三項第三号ロの告示で定める危険物の数量は、五百リットル(軽油を車両に固定されたタンクに注入する用に供する固定給油設備及び灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備にあつては九百リットル、船舶給油取扱所の給油設備にあつては五十リットル)とする。 (給油取扱所の塀又は壁に考慮すべき火災等) 第四条の五十二 規則第二十五条の四の二第一号の告示で定める火災は、次に掲げる火災とする。 一 固定給油設備(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。)から自動車等の燃料タンクに給油中又は容器若しくは車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災 〔二・三 略〕 〔2・3 略〕	(漏えいを想定する危険物の数量) 第四条の五十一 規則第二十四条の十七第二号、第二十六条第三項第三号ロ(規則第二十六条の二第三項第三号においてその例による場合を含む。)及び第二十七条第三項第三号ロの告示で定める危険物の数量は、五百リットル(灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備にあつては九百リットル、船舶給油取扱所の給油設備にあつては五十リットル)とする。 (給油取扱所の塀又は壁に考慮すべき火災等) 第四条の五十二 〔同上〕 一 固定給油設備(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。)から自動車等の燃料タンクに給油中に漏えいした危険物が燃焼する火災 〔二・三 同上〕 〔2・3 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和五年十二月二十七日から施行する。